

企画会議規則

第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会定款第40条（企画会議・業務別運営委員会・支部・分科会及び研究懇談会・その他委員会）第3項の規定に基づき、本規則を定める。

第2条（趣旨と権限）

理事会に付議する重要事項並びに委員会を横断した検討が必要な案件、将来の検討案件等について審議及び議決を担う委員会として、企画会議を設置する。

第3条（構成員）

企画会議は以下を構成員とする。

- 一 会長
- 二 筆頭副会長（次期会長予定副会長）及び副会長
- 三 筆頭総務理事、筆頭会計理事、筆頭業務理事（業務委員長）、筆頭編集理事（編集委員長）、筆頭広報担当理事及び事務局担当理事
- 四 新たな活動検討委員会委員長
- 五 組織改革委員会委員長

2 議長は、会長が務める。議長を代行、又は、代理する場合は、出席者の合議に基づき、選任する。

3 議長は、委員以外の役員及び学会が設置する委員会の構成員をオブザーバーとして参加させることができる。

第4条（開催方法）

企画会議は、必要に応じ適宜開催する。

- 2 電磁的方法による開催を妨げないものとする。

第6条（企画会議に属する組織）

企画会議の下に、人事委員会、新たな活動検討委員会及び組織改革委員会を設置し、必要に応じて複数のタスクフォースを設置することができる。

- 2 人事委員会については別に定める人事委員会規則による。
- 3 新たな活動検討委員会については別に定める新たな活動検討委員会規則による。
- 4 組織改革委員会については別に定める組織改革委員会規則による。
- 5 タスクフォースは、会長の発議等により企画会議の審議を経て設置することができる。

6 タスクフォースの設置目的、活動、構成員等については企画会議において別に定める。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。